

常勤理事の報酬額について

平成27年 6月22日
公益財団法人地震予知総合研究振興会
(平成27年6月22日 第11回 理事会 承認)

常勤理事の報酬額については、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程第3条第2項ただし書きの規定を適用し、下表の額(会長が理事会の承認を得て定める額)とする。

[常勤理事の報酬額表]

区分	常勤理事報酬額(月額)	
	規程別表「俸給表」による額	会長が理事会の承認を得て定める額
会長 及び 理事長	910,000円	728,000円
専務理事	840,000円	672,000円
業務執行理事	780,000円	624,000円

<参考>

当法人の常勤理事の報酬額については、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程(以下「報酬規程」という。)第3条第2項ただし書きの規定を適用し、会長が理事会の承認を得て報酬規程役員俸給表に基づく額未満の額を報酬額としている。

「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」抜粋
第3条第2項 常勤役員の報酬は、月額として、別表に定める常勤役員等俸給表の常勤役員欄の額とする。
ただし、監事を除く常勤役員については、会長が理事会の承認を得て当該役員俸給表に基づく額未満の額とすることができる。